

議案第 34 号

多可町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に関する条例の制定について

多可町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に関する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議決を求める。

平成 28 年 3 月 3 日提出

多可町長 戸 田 善 規

多可町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に関する条例

平成 年 月 日

条例 第 号

多可町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例（平成25年多可町条例第13号）の全部を次のように改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）

第115条の14第1項及び第2項の規定により、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について定めるものとする。

（指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準）

第2条 法第115条の14第1項及び第2項に規定する基準は、次条に定めるもののほか、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号。以下「省令」という。）をもってその基準とする。

（サービス提供に関する記録の保存年限）

第3条 省令第40条第2項、第63条第2項及び第84条第2項の規定により整備した記録については、その完結の日から5年間保存するものとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に、この条例による改正前の多可町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密

着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に
関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定に基づきなされた処分、手
続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為
とみなす。

3 この条例の施行の際、改正前の条例附則第3条及び第4条の規定によりみなさ
れた事業者及び研修修了者の扱いについては、この条例の相当規定によるものと
みなす。

（旨趣）

この条例は、介護予防の推進を図るための効果的な支援の方法に係る基準に
関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定に基づきなされた処分、手
続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為
とみなすことにより、介護予防の推進を図るための効果的な支援の方法に係る
基準に定めることとする。

この条例は、改正前の条例（以下「改正前の条例」という。）の規定に基づきな
された処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、
手続その他の行為とみなすこととする。

（施行期日の経過措置）

この条例は、改正前の条例（以下「改正前の条例」という。）の規定に基づきな
された処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、
手続その他の行為とみなすこととする。

附 則

（施行期日）

この条例は、令和元年（平成三十一年）四月一日から施行する。

（罰則）

この条例は、改正前の条例（以下「改正前の条例」という。）の規定に基づきな
された処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、
手続その他の行為とみなすこととする。